

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する
法律」第 7 条第 1 項に規定する説明書類の開示について

中栄信用金庫（理事長 石田 進）は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「中小企業金融円滑化法」といいます）の第 7 条第 1 項に規定する説明書類について、平成 25 年 3 月末までの実績を集計しましたので、お知らせします。

【目 次】

1. 基本方針の概要	2 ページ
2. 貸出条件の変更等の状況を適切に把握する体制	3 ページ
3. 苦情相談を適切に行うための体制	4 ページ
4. 貸出条件の変更等を行った後の、事業の改善又は 再生支援を適切に行うための体制	5 ページ
5. 貸付けの条件の変更等の実施状況について 〔債務者が中小企業者である場合〕	6 ページ
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕	7 ページ

1. 基本方針の概要

私ども中栄信用金庫は、これまでも、経営理念である『営業地区における企業・住民と共に生きる「共生」』をモットーに、地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給こそが、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって最も重要な社会的使命であると位置づけ、地域社会への貢献のために地域密着型金融の推進に積極的に取り組んできたところですが、今般、融資部を担当する理事を「金融円滑化管理責任者」、営業部店長を「金融円滑化責任者」として任命し、営業部店に「融資ご返済相談窓口」を設置することにより、地域金融の円滑化への取り組みをさらに強化してまいります。

2. 貸出条件の変更等の状況を適切に把握する体制

- (1) 営業部店では、お客様からの口頭による申し出の段階から、貸出条件の変更等のご相談について真摯に対応し、進捗状況を含む対応状況等を所定の書式に記録するとともに、対応状況に関する記録を融資部およびコンプライアンス部に報告します。
- (2) 融資部およびコンプライアンス部は、営業部店の進捗状況を含む対応状況及び取組み実績を管理し、営業部店を指導、監督するとともに、全体の取組み状況を「金融円滑化管理責任者」に報告します。
- (3) 「金融円滑化管理責任者」は、定期的に又は必要に応じて経営陣に対応状況を報告し、経営陣の協議、検討により、以後の改善を図る体制とします。
- (4) 対応状況の記録は、営業部店と融資部およびコンプライアンス部において厳格に管理・保管します。

3. 苦情相談を適切に行うための体制

- (1) 営業部店に「苦情処理責任者」を配置し、お客様からの金融円滑化法に関する苦情・相談等の申し出に対応するとともに、その内容を所定の書式に記録のうえ、統括部署であるコンプライアンス部に報告いたします。
- (2) コンプライアンス部は、お客様からの金融円滑化法に関する苦情・相談等に直接対応するとともに、営業部店からの報告事案についても、真摯に受け止め、分析・検討をおこない「金融円滑化管理責任者」に報告のうえ業務改善に役立てていきます。
- (3) コンプライアンス部は、苦情・相談等の取組状況について、定期的に又は必要に応じて、コンプライアンス委員会ならびに役員会等に報告し、協議・検討のうえ当金庫全体で問題を共有し、以後の改善を図る体制といたします。
- (4) コンプライアンス委員会ならびに役員会等は、報告内容を検証し、必要に応じて、コンプライアンス部等に対して体制の見直し等を含め、指示する体制といたします。
- (5) 金融円滑化法に関する苦情・相談等の記録は、営業部店とコンプライアンス部および融資部において厳格に管理・保管いたします。

4. 貸出条件の変更等を行った後の、事業の改善又は
再生支援を適切に行うための体制

- (1) 営業部店の融資担当者は、お取引先中小企業者の事業の状況等について、貸出条件の変更や経営改善計画書策定のお手伝い等の経営改善支援を行います。
- (2) 営業推進部は、営業部店と連携し、お取引先中小企業者の経営状況を継続的に把握し、貸出条件の変更や経営改善計画書の策定のお手伝いや方法等の支援を行うとともに、お取引先中小企業者の経営に関する相談に対応するための職員の目利き能力の向上に努め、併せて営業部店を指導、支援することによりきめ細やかな対応ができるように努めます。

5. 貸付けの条件の変更等の実施状況について

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：上段＝件、下段＝百万円）

		平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末	平成 23 年 6 月 末	平成 23 年 9 月 末	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月 末	平成 24 年 6 月 末	平成 24 年 9 月 末	平成 24 年 12 月 末	平成 25 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを 受けた貸付債権	件数	39	155	248	357	448	563	657	781	868	965	1,067	1,193	1,314	1,427
	金額	545	3,457	5,176	7,411	9,126	11,889	13,739	16,422	17,949	20,027	21,602	24,570	26,600	28,990
うち、実行に係る貸付債権	件数	21	127	208	327	420	522	616	737	835	924	1,016	1,127	1,271	1,373
	金額	148	2,675	4,055	6,795	8,492	11,028	12,819	15,571	17,187	19,146	20,594	23,279	25,676	27,825
うち、謝絶に係る貸付債権	件数	0	0	4	4	5	7	8	9	9	9	11	11	11	11
	金額	0	0	78	78	154	158	162	174	174	174	195	195	195	195
うち、審査中の貸付債権	件数	18	21	28	11	6	16	15	15	2	10	16	29	3	14
	金額	396	691	933	131	62	237	292	209	57	176	268	502	114	354
うち、取下げに係る貸付債権	件数	0	7	8	15	17	18	18	20	22	22	24	26	29	29
	金額	0	91	110	406	417	464	464	466	529	529	543	592	614	614
うち、信用保証協会等による債務 の保証を受けていた貸付債権のう ち実行に係る貸付債権	件数	16	85	143	217	286	359	427	502	570	634	699	777	886	966
	金額	98	1,110	1,830	3,094	3,957	5,355	6,257	7,548	8,372	9,262	10,091	11,417	12,738	13,693
うち、信用保証協会等による債務 の保証を受けていた貸付債権のう ち謝絶に係る貸付債権	件数	0	0	4	4	4	6	7	8	8	8	10	10	10	10
	金額	0	0	78	78	78	82	87	98	98	98	119	119	119	119

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：上段＝件、下段＝百万円)

		平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月 末	平成 22 年 6 月 末	平成 22 年 9 月 末	平成 22 年 12 月 末	平成 23 年 3 月 末	平成 23 年 6 月 末	平成 23 年 9 月 末	平成 23 年 12 月 末	平成 24 年 3 月 末	平成 24 年 6 月 末	平成 24 年 9 月 末	平成 24 年 12 月 末	平成 25 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受け た貸付債権	件数	5	21	29	39	46	53	65	74	79	85	89	95	102	109
	金額	101	354	494	726	905	1,078	1,296	1,487	1,642	1,762	1,830	1,953	2,051	2,230
	うち、実行に係る貸付債権	件数	0	15	22	31	38	45	53	63	68	75	79	84	90
		金額	0	243	329	508	692	858	1,003	1,194	1,272	1,477	1,544	1,642	1,718
	うち、謝絶に係る貸付債権	件数	0	0	1	1	2	3	4	4	4	5	5	5	6
		金額	0	0	24	24	46	49	84	84	84	107	107	107	134
	うち、審査中の貸付債権	件数	4	4	3	3	2	1	4	2	2	0	0	1	1
		金額	76	48	58	58	32	35	74	29	106	0	0	25	27
	うち、取下げに係る貸付債権	件数	1	2	3	4	4	4	4	5	5	5	5	5	6
		金額	24	63	81	134	134	134	134	178	178	178	178	178	198